

制約付き一般競争入札を行いますので、金沢市立病院会計規程（平成 25 年病院事業管理規定第 13 号）第 2 条第 2 項の規定により準用する金沢市契約規則（平成 1 5 年規則第 1 号）第 3 条の規定により公告します。

令和 8 年 5 月 8 日

金沢市病院事業管理者 高田 重男

1 入札対象業務	業務名 業務箇所 業務期間 業務概要	金沢市立病院医事業務 金沢市平和町 3 丁目 7 番 3 号 金沢市立病院 令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日まで 窓口業務、診療報酬明細書作成、点検業務、外来診療科受付業務、人間ドック・脳ドックの受付・請求業務、入院診療録の管理業務等
----------	-----------------------------	---

**本業務は郵便入札対象業務とし、**

**本契約は長期継続契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項）を適用する契約である。※スライド条項は別紙 1 を参照**

- 2 入札参加資格 次に掲げる要件を全て満たす者としします。
- ① 令和 3 年 4 月 1 日以降において一般病床 2 0 0 床以上の病院で本業務と同種又は類似業務の実績があり、すべて良好に履行していること。
  - ② ISO/IEC 2 7 0 0 1、JISQ 2 7 0 0 1 の情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得していること。
  - ③ 当該業務の競争参加申請書の提出期間の最終日から入札日までの間、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
  - ④ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- 3 入札参加申込  
手続 競争参加申請書 1 部  
提出場所 金沢市平和町 3 丁目 7 番 3 号 金沢市立病院事務局（直接持参又は郵送）  
提出期間 令和 8 年 5 月 18 日（月）午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで及び  
令和 8 年 5 月 19 日（火）午前 8 時 30 分から正午まで（時間厳守）  
※競争参加申請書は、下記アドレスからダウンロードしてください。  
<http://kanazawa-municipal-hosp.com/nyusatu/>
- 4 契約の条項等  
を示す場所 契約書は、下記アドレスから縦覧することができます。  
<http://kanazawa-municipal-hosp.com/nyusatu/>
- 5 仕様書等の閲  
覧方法 仕様書等は、下記アドレスからダウンロードしてください。  
<http://kanazawa-municipal-hosp.com/nyusatu/>
- 6 仕様書等の質  
問及び回答 仕様書等に関して質問がある場合は、次に従い書面（様式自由）により提出してください。  
質 問：令和 8 年 5 月 12 日（火）正午まで（郵送の場合は必着）  
回 答：令和 8 年 5 月 14 日（木）までに、金沢市立病院 HP 上で公開。
- 7 入札執行場  
所、  
日時等 金沢市平和町 3 丁目 7 番 3 号 金沢市立病院 2 階応接室  
令和 8 年 5 月 26 日（火）午前 9 時
- 8 入札書提出  
期限等 提出場所 金沢市平和町 3 丁目 7 番 3 号 金沢市立病院事務局（直接持参又は郵送（書留郵便に限る））  
提出期限 令和 8 年 5 月 25 日（月）正午（時間厳守）（郵送必着）  
（注）郵便入札については、「金沢市郵便入札の手引き」のとおりです。  
（金沢市監理課ホームページ内「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の強化に向けた郵便入札の実施について（令和 2 年 5 月 11 日通知）」を参照。）
- 9 入札方法 入札金額は、令和 8 年 7 月 1 日以降 1 年間における総額を 12 で除した月額を記載してください。
- 10 積算内訳書の  
提出 (1) 入札時に、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出してください。  
(2) 積算内訳書を提出しないときは、入札に参加できません。  
(3) 積算内訳書の様式は、下記アドレスからダウンロードしてください（自由様式不可）。  
<http://kanazawa-municipal-hosp.com/nyusatu/>  
(4) 再度入札においては、積算内訳書の提出は不要です。
- 11 入札参加資格  
審査 開札時点では、落札を保留して、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込み

をした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者)を落札候補者として入札参加資格の審査を行います。

このため、入札参加申請者は、次の書類を本業務の入札日時までに用意してください。また、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた者は、令和8年5月29日(金)正午まで(時間厳守)に金沢市立病院事務局へ提出してください。(直接持参又は郵送(郵送必着))

(1) 競争参加資格確認申請書

(2) 業務実績調査書(入札参加資格の要件①の確認書類です。)

契約書の写し及び仕様書等業務内容の分かる書類の写しを提出してください。

(3) 全国医事振興協会において医療事務サービス認定を受けていること、又はISO9001を取得していることを証する書類の写し(入札参加資格要件②の確認書類です。)

※必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

なお、(1)から(2)までの書類は、下記アドレスからダウンロードしてください。

<http://kanazawa-municipal-hosp.com/nyusatu/>

- |    |            |   |
|----|------------|---|
| 12 | 落札者の決定     | 落札候補者の入札参加資格を審査し、落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合には、落札者として決定し、その旨を通知します。  |
| 13 | 入札保証金      | 免除  |
| 14 | 契約保証金      | 要(契約を締結する者が納付すべき契約保証金の額は、契約金額(年額)の100分の10以上とします。)ただし、金沢市契約規則の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができます。  |
| 15 | 契約書の要否     | 要   |
| 16 | 最低制限価格制度   | この入札は、最低制限価格制度を適用します。   |
| 17 | 入札に関する無効事項 | (1) 入札参加資格のない者が入札した場合<br>(2) 入札に参加しようとする者が協定して入札した場合又は入札に際し不正の行為があった場合<br>(3) 同一事項の入札に対し二つ以上入札した場合<br>(4) 金沢市立病院所定の入札書を使用しない場合<br>(5) 他人の代理人を兼ね2人以上の代理をした場合<br>(6) 入札者の記名押印がない場合又は入札書の記載事項が不明確な場合<br>(7) 入札書の記載事項を訂正し、訂正事項に訂正印がない場合<br>(ただし、入札金額を訂正した場合は、訂正印を押しても無効とします。)<br>(8) 再度入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札をした場合<br>(9) 同一入札に参加する複数の者が次に掲げる基準(以下「基準」という。)に該当する場合は、基準に該当した者の入札は無効として取り扱います。ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は有効として取り扱うものとします。<br>① 次に掲げる資本関係がある場合(子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。)<br>ア 親会社と子会社の関係にある場合<br>イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合<br>② 次に掲げる人的関係がある場合<br>ア 一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。)<br>イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合<br>③ 事業協同組合等と組合員の関係にある場合<br>④ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 |
| 18 | 翌年度以降の契約   | (1) この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該業務の契約に係る金沢市立病院の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、金沢市立病院はこの契約を変更し、又は解除することができます。また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることとした場合も同様とします。<br>(2) 前項の規定によりこの契約を解除されたときは、金沢市立病院に対しその損害の賠償を求めることはできません。<br>(3) この契約締結日の属する年度の翌年度以降に、価格の変動、委託内容の変更等があった場合は、協議の上、契約額を定めます。<br>(4) 本契約は、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項(スライド条項)を適用する契約とします。  |

- 19 その他の事項
- (1) 入札書には、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載してください。
  - (2) 無効事項に該当する入札者は、再度入札に参加できません。
  - (3) 再度入札は1回とします（第1回を含めて2回）。
  - (4) 再度入札となった場合は、別途通知する日時までに郵送又は持参してください。
  - (5) 「金沢市郵便入札の手引き」を熟読のうえ、入札してください。
  - (6) この公告及び詳細については、金沢市立病院事務局までお問い合わせください。電話(076)245-2607

## 入札（見積合せ）にあたっての注意事項

本契約は、「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項（スライド条項）」（別紙1）を適用する契約です。

賃金及び物価に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

変更金額の算出方法等は、「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」（別紙2）に定めるとおりです。

契約変更にあたっては、発注者と受注者で変更金額等について協議を行います。協議の請求書は、履行開始日から12か月経過後（2回目以降は前回スライドから12か月経過後）以降に提出してください。（契約変更の事務手続を円滑に進めるため、スライド協議の請求可能日の1か月前を目途に、受注者から発注者への申出により事前打合せを行ってください。）

※ 本制度の詳細については、金沢市ホームページに掲載の「長期継続契約へのスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）の適用の手引」をご覧ください。

## 賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 発注者又は受注者は、履行期間内で履行期間開始の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変更前契約金額と変動後算出額（変動後の賃金及び物価を基礎として算出した変更前契約金額に相応する額をいう。）との差額のうち変更前契約金額の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 第1項の規定による請求があった場合において、当該契約金額の変更については、基準日（発注者と受注者の協議により定める日とし、請求があった日の属する月の初日を基本とする。以下この条において同じ。）における賃金水準及び物価水準等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行期間開始の日」を「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」と、第2項中「変更前契約金額と変動後算出額（変動後の賃金及び物価を基礎として算出した変更前契約金額に相応する額をいう。）との差額」を「変動前算出額（直前の基準日における賃金及び物価を基礎として算出した変動後算出額をいう。）と変動後算出額（変動後の賃金及び物価を基礎として算出した変動前算出額に相応する額をいう。）との差額」と読み替えるものとする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、基準日から履行期間の終期までの期間が2か月以上ない場合は、契約金額の変更を行わないものとする。
- 6 第3項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。